

令和8年7月28日

基山町第7区

区長 鶴田 勝美 様

基山町長 松田 一也



基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案については、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取扱い

令和8年6月29日付けで提案のあった「カーブミラーの設置及び植栽の伐採」につきまして、カーブミラーの設置に関しては現地調査の結果、別紙①の箇所はカーブミラーが必要と判断しましたので、設置場所について地元と改めて協議を行った上でカーブミラーを設置し、事故の防止に努めてまいります。

そのほか、当該箇所は新しく物流団地が造成され、走行する自動車の交通量も多くなることが予想されることから、現在速度規制がかかっていない弓場下・川辺線の速度規制を警察に要望したり、路面への文字による注意喚起をしたりすることで、交通安全対策を行ってまいります。

植栽の伐採に関しては、現地を確認したところ植栽はどれも民有地から生えておりました。植栽6本の内1本は歩道へ越境しており、通行に支障を及ぼしている状況となっておりましたので、当該植栽の所有者へ連絡し越境している部分の樹木剪定していただきました。

2 取扱いの理由

カーブミラーの設置に関しては、当該箇所はカーブミラーの設置予定箇所周辺に歩道や河川等があり、最適な設置箇所について地元と協議が必要なため。

植栽の伐採に関しては、民有地から生えている植栽のうち1本が歩道へ越境していたため。

別紙

